

別表六（二十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除超過取戻税額等の加算額 12」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者等をいいます。5 において同じです。）に該当しない場合には、「+（別表六（十二）付表二「19」+「24」）」を消します。
- 3 「通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に係る加算額 13」の欄は、措置法第 42 条の 14 第 1 項《通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額》（震災特例法第 17 条の 4 の 2 第 1 項《通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下 3 において同じです。）の規定の適用を受ける場合に措置法第 42 条の 14 第 1 項の規定により法人税の額に加算される金額を記載します。
- 4 措置法第 62 条第 1 項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によります。
 - (1) 「加算課税額 15」の欄の記載に当たっては、別表一「9」の外書の金額又は別表一の二「6」の外書の金額若しくは同表「17」の外書の金額を同欄の上段に外書として記載します。
 - (2) 「仮計 18」及び「住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 21」の各欄の記載に当たっては、(1)により外書きした金額を「15」に含めて計算します。
- 5 「仮計 18」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等である場合に「16又は」を消し、その他の場合には「又は17」を消します。
- 6 「加算対象通算対象欠損調整額等 19」の欄は、措置法令第 27 条の 12 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載します。
- 7 「控除対象通算適用前欠損調整額等 20」の欄は、措置法令第 27 条の 12 の 2 第 1 項第 3 号から第 8 号まで（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載します。
- 8 「住民税額控除額 22」の欄は、その適用を受ける法人が法第 141 条第 2 号《課税標準》に掲げる外国法人である場合には、「0」と記載します。